別表六の二（二十二）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十九)付表を別表六の二(二十)付表とする。

別表六の二(十九)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十九)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十)付表「10」の合計）」に、「繰越税額控除限度超過額(43)の計）」を「繰越税額控除(43の計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「35の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「35の②」）」に、「連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「38の②」）」を「連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「38の②」）」に、「連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「39の②」）」を「連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「36の②」）」に、「連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「40の②」）」を「連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「37の②」）」に、「連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「41の②」）」を「連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「38の②」）」に改め、同表の記載要領第11号中「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第34条第２項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）」を削り、「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」を「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表」に改め、同表を別表六の二(二十)とする。

別表六の二(十八)付表を別表六の二(十九)付表とする。

別表六の二(十八)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十八)付表「９」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十九)付表「９」の合計）」に、「(3)のうち別表六の二(十八)付表「６」が特定期間内であるものに係る額」を「(3)の内で

第明治三十五種郵便物認可